

28 障第 818 号  
平成 29 年（2017 年）3 月 31 日

指定障害児通所支援事業所の長 様  
指定障害児入所施設の長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

児童発達支援管理責任者に係る告示の改正について（通知）

日ごろより県の障がい福祉行政に対しご支援・ご協力いただき感謝申し上げます。

児童発達支援管理責任者については、平成24年3月30日厚生労働省告示第230号「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」により要件が定められているところですが、平成29年3月27日厚生労働省告示第83号により当該告示の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

改正後の要件については、別添「児童発達支援管理責任者の要件について」のとおりとなっておりますので、各事業所に置いている児童発達支援管理責任者の方の資格要件を再度ご確認くださいとともに、改正後の実務経験を満たさない場合は、平成30年3月31日の経過措置期間内に実務経験を満たしている方を児童発達支援管理責任者として配置していただきますようお願いいたします。

（主な改正点）

- 1 実務経験に児童福祉事業等が加わったこと。
  - 2 実務経験について、老人福祉施設等の高齢者福祉関係施設や救護施設等での経験年数を除いた、障害福祉サービス事業所や児童福祉関係施設等での実務経験が3年以上必要となったこと。
- ※ 平成29年3月31日の時点で指定を受けている障害児通所支援事業所及び障害児入所施設については、この時点で配置している児童発達支援管理責任者で旧基準での実務経験を有している者については、平成30年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者として置くことができます。

長野県障がい者支援課施設支援係  
（課長）岸田 守 （担当）尾澤 真貴  
電 話 026-235-7149（直通） 2393（内線）  
F A X 026-234-2369  
電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp